

## 返戻金制度

株式会社 エキップ

当社は、厚生労働大臣に届出を行なっている職業紹介事業者（14-ユ 300883）です。  
職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 第 1 項第 2 号 に則り、以下の  
項目を明示します

### | | |-----------| | 返戻金に関する事項 | |-----------|

返戻金制度に関して、求職者が正社員・契約社員で採用されて、早期離職した場合に  
3 ヶ月未満 90%、6 ヶ月未満 50%、1 年未満 10%を返金します。

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させて頂きましたときは、次の手数料を申し受けます。

1. 求職受付手数料

求職(取扱職業のうち芸能家、家政婦(夫)配ぜん人、調理士、モデル、マネキンの場合のみ)の申込みを受理した場合は、受理した日以降に次の受付手数料を申し受けます。

求職の受付1件につき 710 円

ただし、同一の求職者に係る求職の申込みの受理が、1ヶ月間に3件を超える場合は、1ヶ月につき3件分に相当する額を限度とします。

上記手数料は消費税が含まれていません。

許可番号

事業書の名称：株式会社エキップ

| サービスの種類及び内容                              | 手数料の額及び負担者                                                                                                  |
|------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 求人を受け付ける時の事務費用                           | 1,000 円<br>手数料負担は、求人者 とします。                                                                                 |
| 求人・求職の申込みを受理した時以降、<br>求人・求職者に提供する紹介のサービス | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1ヶ月<br>で支払われた賃金の 30%<br>手数料負担者は、求人者 とします。                                      |
| 求人の充足を容易にする為の求人者に対する<br>専門的な相談・助言        | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1ヶ月<br>で支払われた賃金の 30%<br>手数料負担者は、求人者 とします                                       |
| 特定の条件による特別の求職者の開拓やその<br>為の調査・探索          | 着手金 100,000 円<br>活動一日当たり 10,000 円<br>成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1年間<br>で支払われた賃金の 30%<br>手数料負担者は、求人者 とします。 |
| 就職を容易にする為の求職者の対する専門的<br>な相談・助言           | 成功報酬 職業紹介が成功した場合において当該求職者の就職後1ヶ月<br>で支払われた賃金の 30%<br>手数料負担者は、関係雇用主 とします。                                    |

所在地：神奈川県小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原タワー棟 8 階

